# 奈良市屋外広告物条例・施行規則の改正ポイント（令和４年７月１日施行）

## （１）現状の取組み及び改正の目的

・奈良市は、平成 14 年 4 月の中核市移行に伴い、「奈良市屋外広告物条例」を制定して屋外広告物の規制を実施しています。その後、平成 22 年 4 月、屋外広告物の規制に関する事項を盛り込んだ「奈良市景観計画」を施行し、屋外広告物の規制は、奈良市屋外広告物条例と奈良市景観計画の２つの規制に基づいて実施しています。

・屋外広告物の規制は、用途地域や風致地区などに応じて、大きく禁止地域（自己外広告物の設置を禁止）と許可地域（自己外広告物も設置可）に分け、設置にあたっては、許可申請を必要とし、広告物の種別（壁面広告物、屋上広告物など）ごとに定めた許可基準に適合させることで、広告景観の形成を図ってきました。

・しかし、依然として景観を阻害する色彩の大きな広告物が乱立し、社会情勢が変わる中で、現在の屋外広告物の規制では、歴史都市奈良の景観を保全することが難しくなっています。

・このことから、屋外広告物規制を分かりやすくするためにも、「奈良市屋外広告物等に関する条例」に一元化し、色彩、規模、数量などの規制を強化することで、古都奈良を象徴する広告景観の創出を図っていくことを目的として条例を改正しました（施行日：令和４年７月１日）。

## （２）主な改正内容

### ①広告物規制を広告物条例へ一元化

【理由】現在の広告物規制は、奈良市屋外広告物条例と奈良市景観計画の２つの規制に基づいているため、市民等に規制内容が分かり難く、実効性を低下させる一因となっています。

● 広告物規制を奈良市屋外広告物等に関する条例に一元化することにより、景観計画での独自規制であった支柱の色などを盛り込み、市民等に分かりやすく、実効性のある規制強化並びに罰則強化により、町並みを保全します。

### ②規制区域・規制内容の再編による良好な屋外広告物の誘導

【理由】規制区域や規制内容が複雑で分かり難く、屋外広告物規制の実効性を低下させる一因となっています。

● 禁止地域・許可地域の規制内容に応じて種別区分を再編し、各４種類の地域を設定します。
・禁止地域　：第１種禁止地域、第２種禁止地域、第３種禁止地域、第４種禁止地域
・許可地域　：第１種特別許可地域、第２種特別許可地域、第３種特別許可地域、一般地域

### ③屋外広告物の安全点検の義務化

【理由】老朽化等による事故の発生を未然に防止するため、管理・点検の体制・仕組みの整備が求められます。

● 県下で初めて条例に安全点検を位置づけます。
● 広告主・管理者・所有者・占有者に対して点検を義務付けます。
● 管理義務を負う者として、広告主・管理者に加えて、所有者・占有者を追加します。

### ④景観形成重点地区を中心とした広告物規制の強化と、奈良らしい意匠の屋外広告物の誘導策の拡充

【理由】色数が多く、彩度が高い広告物や、圧迫感を与え、山並みへの眺望を遮る屋上広告物、建物を覆い隠すほどの大きさ・数量の壁面広告物、乱立する広告塔・広告板・広告幕（のぼり）などが景観を阻害しています。
また、窓ガラス面に内側から掲出された広告物も景観を阻害する大きな一因となっています。
さらに、規制だけでなく、奈良らしさを感じられる良好な広告物の誘導も求められます。

A　色彩基準の強化　：これまでの全域共通基準ではなく、地域区分に応じた色彩基準の設定
B　屋上広告物の規制強化　：禁止地域、第１種・第２種特別許可地域は掲出禁止
C　壁面広告物の規制強化　：禁止地域、第１種・第２種特別許可地域の面積基準の強化など
D　広告塔、広告板、広告幕の規制強化　：数量基準や高さ基準の設定など
E　特定屋内広告物の規制　：禁止地域、第１種・第２種特別許可地域における届出による誘導
F　奈良らしい屋外広告物の誘導　：禁止地域等での景観配慮型・地域貢献型の自己外広告物の許可

## (②) 禁止地域・許可地域の種別区分の再編

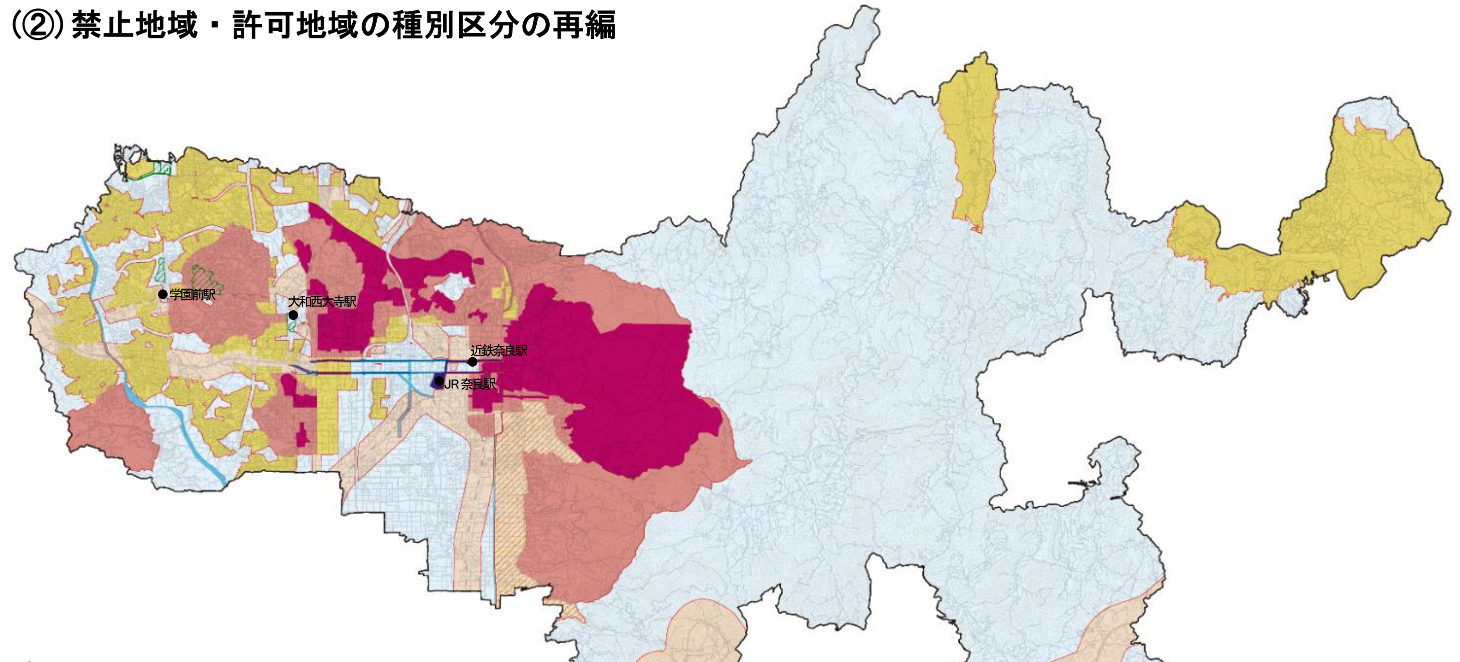

凡例

禁止地域−許可地域の境界

禁止地域
- 第１種禁止地域
- 第２種禁止地域
- 第３種禁止地域
- 第４種禁止地域
- 第4種禁止地域のうち国道169号東側区域（同区域内の「市街地」は許可地域（一般地域）として扱う）

許可地域
- 第１種特別許可地域
- 第２種特別許可地域
- 第３種特別許可地域
- 一般地域

景観保全型広告整備地区

■ 禁止地域・許可地域の種別区分と対象区域

| 規制 | 禁止地域 | 主な対象区域 |
|---|---|---|
| 強 | 第１種禁止地域 | ・歴史的風土特別保存地区<br>・歴史的景観形成重点地区（ならまちＡ地区） |
| ↑ | 第２種禁止地域 | ・歴史的風土保存区域<br>・風致地区<br>・歴史的景観形成重点地区（ならまち B 地区・きたまちＢ地区） |
| ↓ | 第３種禁止地域 | ・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域<br>・歴史的景観形成重点地区（西の京・柳生の里・月ヶ瀬）<br>・歴史的環境調整区域　など |
| 弱 | 第４種禁止地域 | ・歴史的景観形成重点地区（ならまち C 地区・きたまち C 地区）<br>・展望禁止区域（幹線道路沿道や鉄道沿線で指定する区域）など |

| 規制 | 許可地域 | 主な対象区域 |
|---|---|---|
| 強 | 第１種特別許可地域 | ・まちなか景観形成重点地区（JR 奈良駅周辺・近鉄奈良駅周辺）<br>・沿道景観形成重点地区（大宮通り歴史型区域・三条通り歴史型区域） |
| ↑ | 第２種特別許可地域 | ・沿道景観形成重点地区（大宮通り市街地型Ⅰ・Ⅱ区域・三条通り市街地型Ⅰ・Ⅱ区域） |
| ↓ | 第３種特別許可地域 | ・沿道景観形成重点地区（県道木津横田線・一般国道 169 号・（都）西九条佐保線・（都）大森高畑線・主要地方道枚方大和郡山線） |
| 弱 | 一般地域 | ・許可地域のうち、上記を除く区域 |

## (④) 特定屋内広告物の規制（届出）

■ 定義
建築物の窓ガラス、ガラス扉などの内側の面に直接描き、又はちょう付して、常時又は一定の期間継続して屋外公衆に表示するもの

■ 対象区域
・禁止地域（全域）
・許可地域のうち、第１種・第２種特別許可地域

■ 色彩
・各地域の色彩基準に適合すること

■ 表示面積

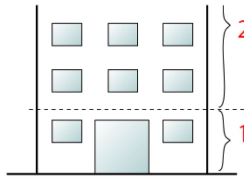

2 階以上：
開口部ごとに、表示面積の合計が各開口部の面積の 30%以下

1 階以下：
開口部ごとに、表示面積の合計が各開口部の面積の 50%以下

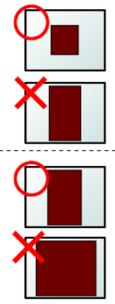

■ 制限方法
・届出制（1 立面 5 ㎡を超える場合）

## (④) 景観配慮型屋外広告物（自己外）の誘導

■ 趣旨
奈良らしい広告景観の形成に寄与するものとして、一定の要件を満たす自己外広告物は、一部の禁止地域でその表示・設置を許可制で認める。

■ 対象区域
禁止地域のうち、次の景観形成重点地区の区域
・ならまち・きたまち歴史的景観形成重点地区の主要道路の沿道
・柳生の里・月ヶ瀬歴史的景観形成重点地区の全域

■ 色彩
・地色を 5YR 2/4 程度のこげ茶色に限定
・地色以外の面積割合は 70%以下

■ 表示面積
・第１種禁止地域は３㎡以下
・第２種禁止地域は４㎡以下
・第３種禁止地域は６㎡以下
・第４種禁止地域は 10 ㎡以下

※１敷地１基、交差点付近の設置禁止、写真の使用不可など、その他にも基準あり

（例）